

1 調査名称：遠野市都市計画道路見直し業務委託

2 調査主体：遠野市

3 調査圏域：遠野都市計画区域

4 調査期間：平成 28 年 7 月 19 日～平成 29 年 3 月 10 日

5 調査概要：

遠野市における都市計画道路は、昭和 26 年の当初決定以来、市街地の骨格を形成する道路網として整備してきている。しかし、都市計画道路の整備には多額の財源と多くの時間、人員がかかることからその整備率が伸びない状況であり、未整備区間においては都市計画法第 53 条の許可制度により長期間にわたり私権を制限している状況である。また、近年の人口減少・少子高齢社会への移行など社会情勢の大きな変化に伴い、まちづくりの方向性としてコンパクトシティや持続可能なまちづくりが求められとともに、道路ネットワークについての考え方も変化してきている。

以上の背景を踏まえ、遠野市の都市計画道路網全体について整備状況を整理するとともに、長期間未着手路線について、社会状況の変化に伴う必要性の検証並びに評価指標及び将来交通需要予測等により、変更・廃止に向けた具体的な検証を行い、将来都市計画道路網の策定に向けた見直し計画案を検討する。

## I 調査概要

### 1 調査名称

遠野市都市計画道路見直し業務委託

### 2 報告書目次

序 業務の目的と進め方

#### 1. 遠野市の都市計画道路の現状と見直しの必要性

- (1) 都市計画道路見直しの背景
- (2) 遠野市の都市計画道路の現状
- (3) その他の現況
- (4) 都市計画道路の見直しの必要性
- (5) 都市計画道路の見直し方針

#### 2. 見直し対象路線の検証・評価

- (1) 都市計画道路見直しの検証・評価方法
- (2) 再検証路線の選定 (STEP1)
- (3) 社会状況の変化に伴う必要性の検証 (STEP2)
- (4) 変更・廃止に向けた具体的な検討 (STEP3)

#### 3. 都市計画道路見直し計画の検討

- (1) 都市計画見直し計画(案)の作成
- (2) 今後の対応方針

#### 4. 交通需要予測

- (1) 将来交通量推計の概要
- (2) 交通量推計の前提条件の設定
- (3) 現況配分
- (4) 将来推計

3 調査体制

委員会・幹事会等は設置していない。

4 委員会名簿等：

委員会・幹事会等は設置していない。

## II 調査成果

### 1 調査目的

人口減少・少子高齢化等に伴う社会・経済状況の変化や、東北横断自動車道釜石秋田線の整備など市を取り巻く道路交通環境も大きく変化するなか、計画決定後長期間未着手の都市計画道路が長期に渡り建築制限をかけていることに鑑み、各路線の必要性や実現性を総合的に検証し、存続、廃止、変更等、将来都市計画道路網の構築に向けた具体的な見直し計画案を作成することを目的とする。

### 2 調査フロー

#### 1. 遠野市の都市計画道路の現状と見直しの必要性

- (1) 都市計画道路見直しの背景
- (2) 遠野市の都市計画道路の現状
- (3) その他の現状
- (4) 都市計画道路の見直しの必要性
- (5) 都市計画道路の見直し方針



#### 2. 見直し対象路線の検証・評価

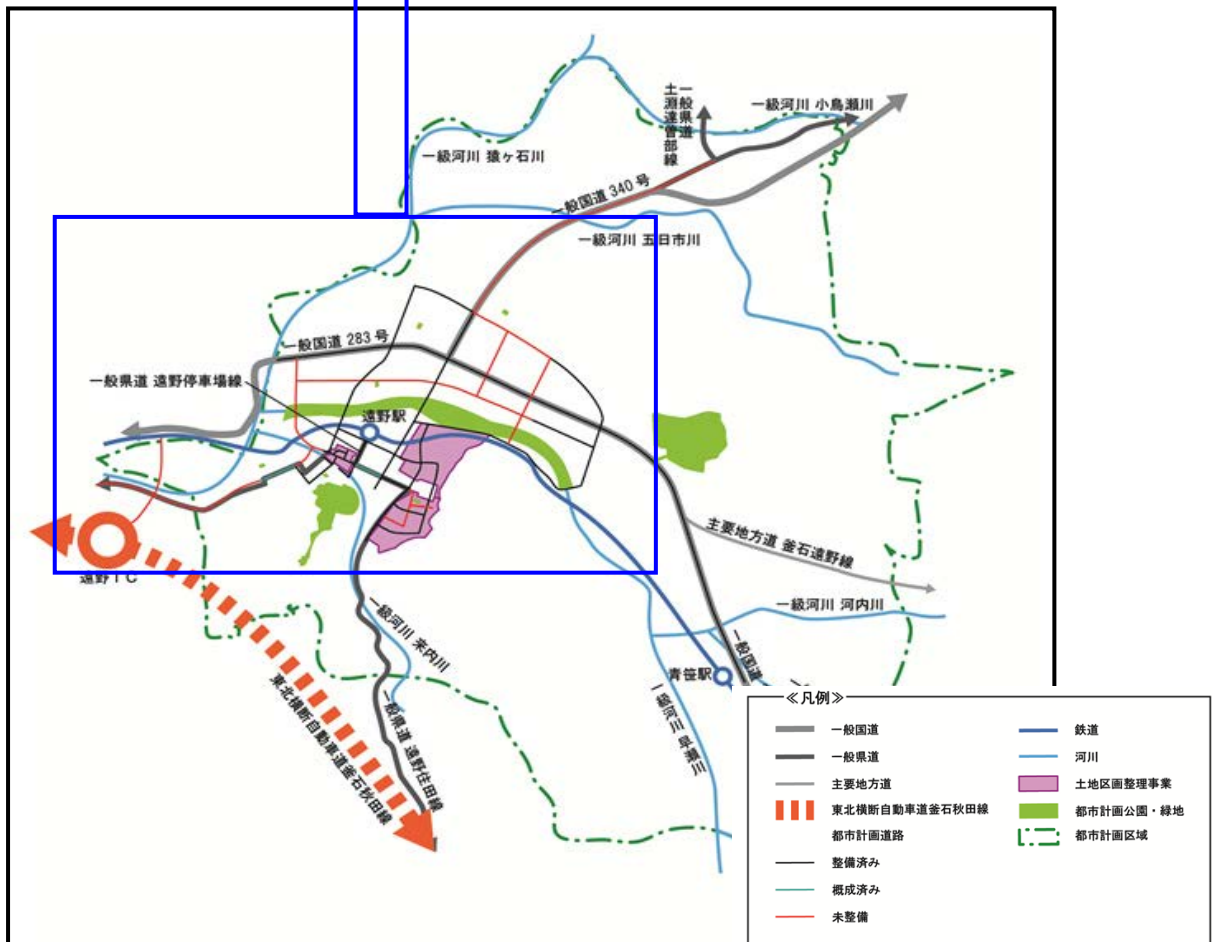
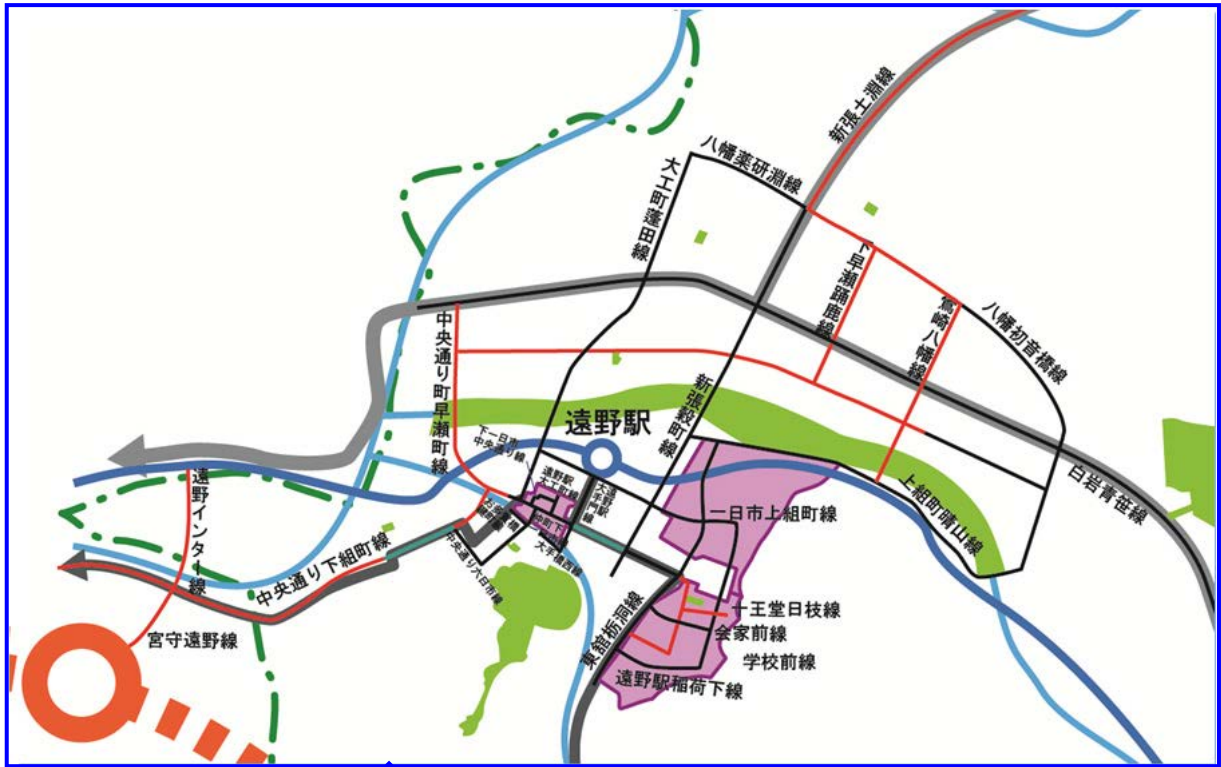
- (1) 都市計画道路見直しの検証・評価方法
- (2) 再検証路線の選定 (STEP1)
- (3) 社会状況の変化に伴う必要性の検証 (STEP2)
- (4) 変更・廃止に向けた具体的な検討 (STEP3)



#### 3. 都市計画道路見直し計画の検討

- (1) 都市計画見直し計画(案)の作成
- (2) 今後の対応方針

### 3 調査圏域図



## 4 調査成果

## 1. 遠野市の都市計画道路の現状と見直しの必要性

## (1) 遠野市の都市計画道路の現状

遠野市の都市計画道路は、自動車専用道路1路線、幹線街路20路線、特殊街路6路線で、全部で27路線あります。

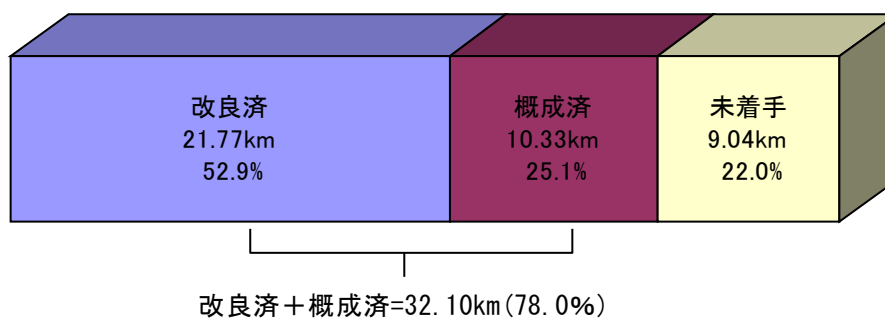
都市計画決定の総延長は41.14kmで、整備済(改良済)延長が21.77km(52.9%)、概成済10.33km(25.1%)、未着手9.04km(22.0%)となっています。

概成済とは、改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同程度の機能を果たしている現道区間(概ね計画幅員の2/3以上または4車線以上の幅員を有する道路の区間)で、概成済10.33kmのうち、9.23kmは1・4・1宮守遠野線(東北横断自動車道釜石秋田線)であり、整備済に概成済を加えた延長の整備率は78.0%に達しています。

平成28年3月31日現在で、未着手区間を有する路線は7路線で、都市計画決定から60年以上経過している路線が3路線、40年以上が3路線、20年以上が1路線となっており、平成26年の当初決定と昭和50年の第1回変更時に追加された路線が未着手路線の主体となっています。

これらの未着手路線については、具体的な整備スケジュールが定まっておらず、今回の見直しにおいても、主要課題となる路線に該当します。

図一都市計画道路の整備状況



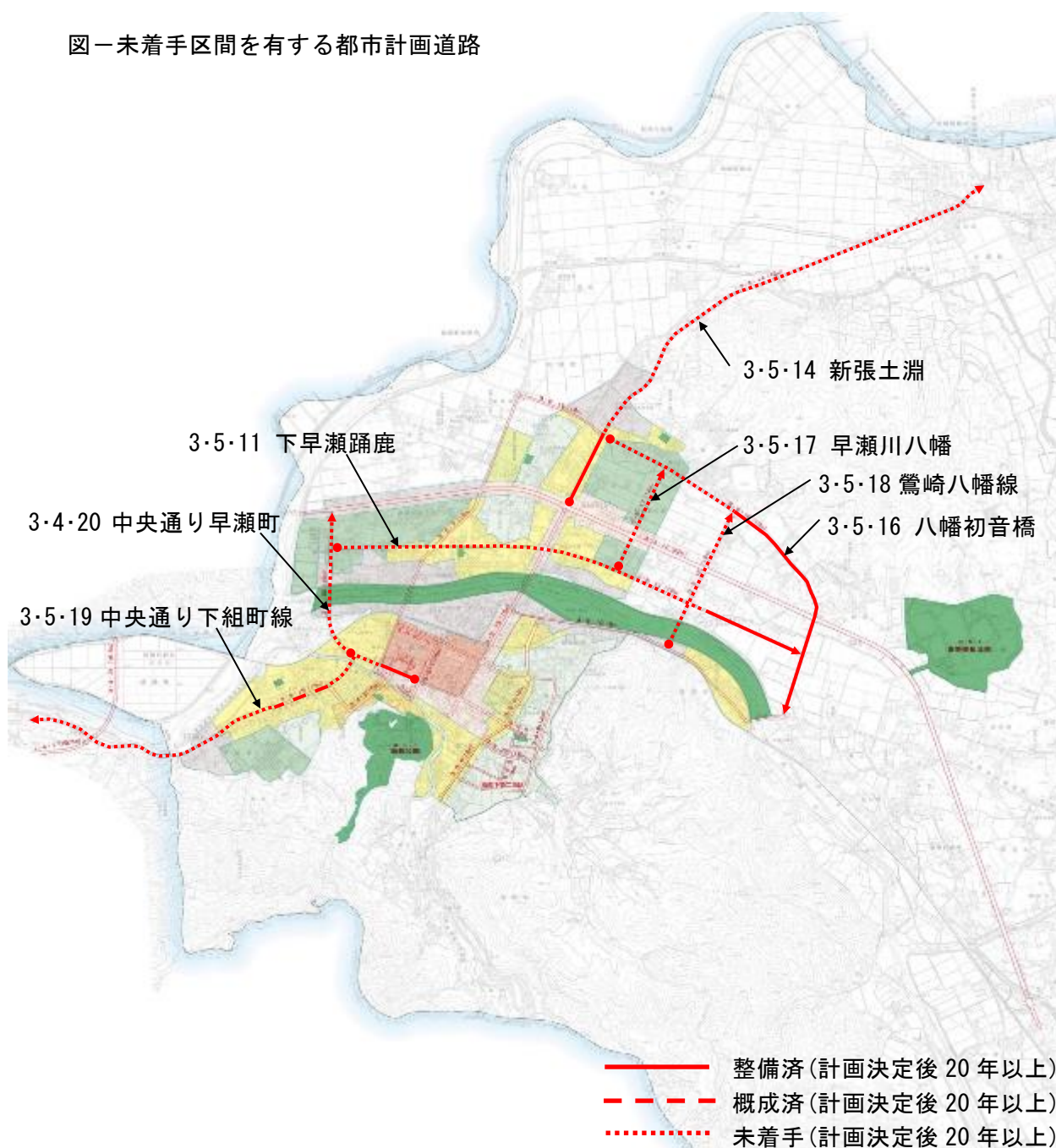
表一都市計画道路整備状況

	改良済 区間長	概成済 区間長	未着手 区間長	合計 (計画決定延長)
延長	21.77km	10.33km	9.04km	41.14km
構成比	52.9%	25.1%	22.0%	100.0%

表一未着手路線の状況

経過年数	都市計画決定路線			うち未着手区間		
	路線数	延長(km)	構成比(%)	路線数	延長(km)	構成比(%)
20年未満	5	10.93	26.6	0	0	0
20～40年	5	1.38	3.4	1	0.92	10.2
40～60年	4	4.37	10.6	3	2.38	26.3
60年以上	13	24.46	59.4	3	5.74	63.5
合計	27	41.14	100.0	7	9.04	100.0

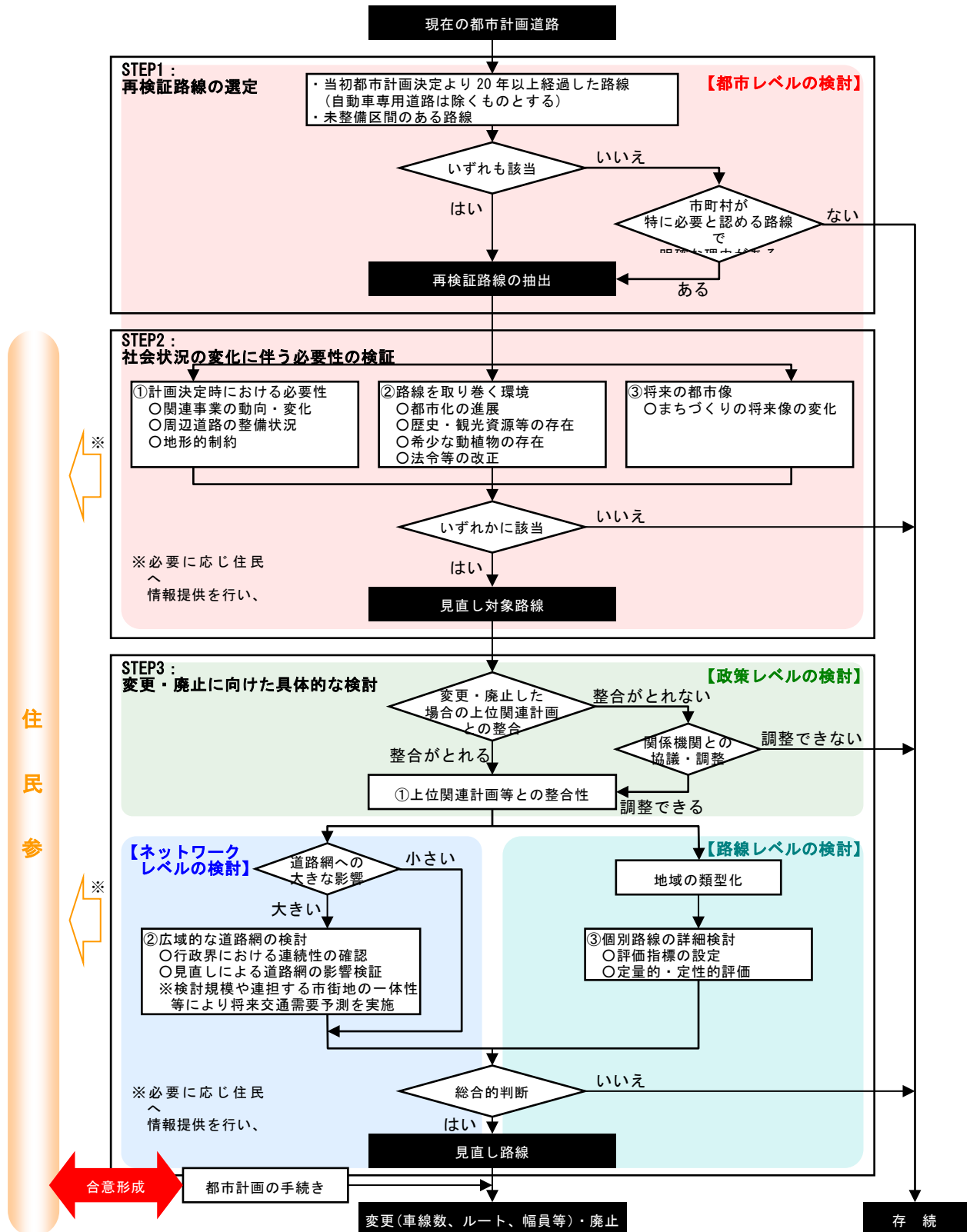
図一未着手区間を有する都市計画道路



## 2. 見直し対象路線の検証・評価

### (1) 都市計画道路見直しの検証・評価方法

都市計画道路の見直しにあたっては、都市計画道路見直しに関するガイドライン(平成 17 年 2 月)及び都市計画道路見直しマニュアル(平成 21 年 5 月)に従って、検証・評価を行います。





## (2) 社会状況の変化に伴う必要性の検証：STEP2

### 1) STEP2 の検証方法

STEP2 では STEP1 で選定された再検証路線について、当初決定から現在に至るまでの社会状況の変化に伴う都市計画道路の必要性の変化について以下の3項目を検証します。

#### ① 「計画決定時における必要性」が変化

評価項目	評価基準
1. 関連事業の動向・変化	当該路線に関連する事業の変更（縮小・廃止など）に伴い、当該路線の必要性が変化している。
2. 周辺道路網の整備状況	車道、歩道を代替する周辺道路網等の整備状況により、当該道路の必要性が変化している。
3. 地形的制約	当該路線の区域内に、地形的な制約が明らかに存在しており、かつルートや構造を変更することにより、合理的な事業実施を図ることができる。

#### ② 「路線を取り巻く環境」が変化

評価項目	評価基準
4. 都市化の進展	当該路線周辺区域の都市化の進展が著しいことにより問題が生じている。
5. 歴史・文化資源、観光資源等の存在	当該路線の区域内に、保全すべき歴史・文化資源、観光資源等が明らかに存在している。
6. 希少な動植物の存在	当該路線区域内に、保全すべき希少な動植物が明らかに存在している。
7. 法令等の改正	道路構造令の改正に伴い、当該路線が現行の道路構造令に適合しないことにより問題が生じている。

#### ③ 「将来の都市像」が変化

評価項目	評価基準
8. まちづくりの将来像	上位計画の変更、まちづくりの将来像や考え方の変化に伴い、当該路線の必要性が変化している

表－STEP2 の検証対象路線

路線番号	路線名	決定権者	経過年数	未整備区間の有無
3・5・5	一日市上組町線	県	20年以上	一部未整備
3・5・11	下早瀬踊鹿線	市	20年以上	一部未整備
3・5・14	新張土淵線	県	20年以上	一部未整備
3・5・16	八幡初音橋線	市	20年以上	一部未整備
3・5・17	早瀬川八幡線	市	20年以上	全線未整備
3・5・18	鶯崎八幡線	市	20年以上	全線未整備
3・5・19	中央通り下組町線	県	20年以上	一部未整備
3・4・20	中央通り早瀬町線	市	20年以上	全線未整備

### (3) 変更・廃止に向けた具体的な検討：STEP3

#### 1) STEP3 の検証方法

STEP3 では、STEP2 で「見直し検討路線」として選定された路線について、①上位関連計画等との整合性についての検証、②広域的な道路網の検討、③個別路線の詳細検討の検証を行います。

STEP3 における前提条件を以下のように定めます。

- ① 上位関連計画との整合性の検証にあたっては、第2次遠野市総合計画、遠野市都市計画マスタープラン、用途地域等の関連都市計画、土地区画整理事業等の関連整備計画、中心市街地活性化計画等について整合性の評価を行います。
- ② 広域的な道路網の検討にあたっては、遠野市の都市計画道路網の配置密度が比較的高く、路線本数、路線延長も多く、ネットワーク上競合路線も多く存在するため、将来交通量を推計し、それに基づく断面混雑度等で定量的評価を行います。

### 3. 都市計画道路見直し計画の検討

#### (1) 都市計画道路見直し計画(案)の作成

##### 1) 都市計画道路の廃止に伴う路線の変更

前項までで、都市計画道路の存続、廃止、変更の方針が定まったので、ここでは、廃止、変更による各都市計画道路の起終点、路線名称、代表幅員、延長等の再設定を行います。

遠野都市計画道路では、これまでの都市計画変更で、路線の変更に伴って起終点が変化しても、路線名が変更されていない路線(起終点の字名が路線名に反映されていない路線)があり、今回の再編にあわせて、路線名称の変更もあわせて行うものとしします。

前項の STEP3 の結果で、廃止を選択した路線は以下の通りです。

表－STEP3 のまとめ

路線番号	路線名	決定権者	見直し結果	廃止区間
3・5・11	下早瀬踊鹿線	市	部分廃止	起点～3・5・7 大工町蓬田線
3・5・14	新張土淵線	県	部分廃止	国道 340 号バイパス合流点以北
3・5・17	早瀬川八幡線	市	全線廃止	
3・5・18	鶯崎八幡線	市	全線廃止	
3・5・19	中央通り下組町線	県	部分廃止	3・5・7 大工町蓬田線～3・4・3 中央通り六日町線
3・4・20	中央通り早瀬町線	市	全線廃止	

上記の内、全線廃止となる 3・5・17 早瀬川八幡線、3・5・18 鶯崎八幡線、3・4・20 中央通り早瀬町線については、単純廃止となります。

部分廃止路線の内、3・5・11 下早瀬踊鹿線は、起点、路線延長が変更になります。新たな起点は松崎町白岩になることから、路線名を下早瀬踊鹿線から白岩踊鹿線に変更することが考えられます。

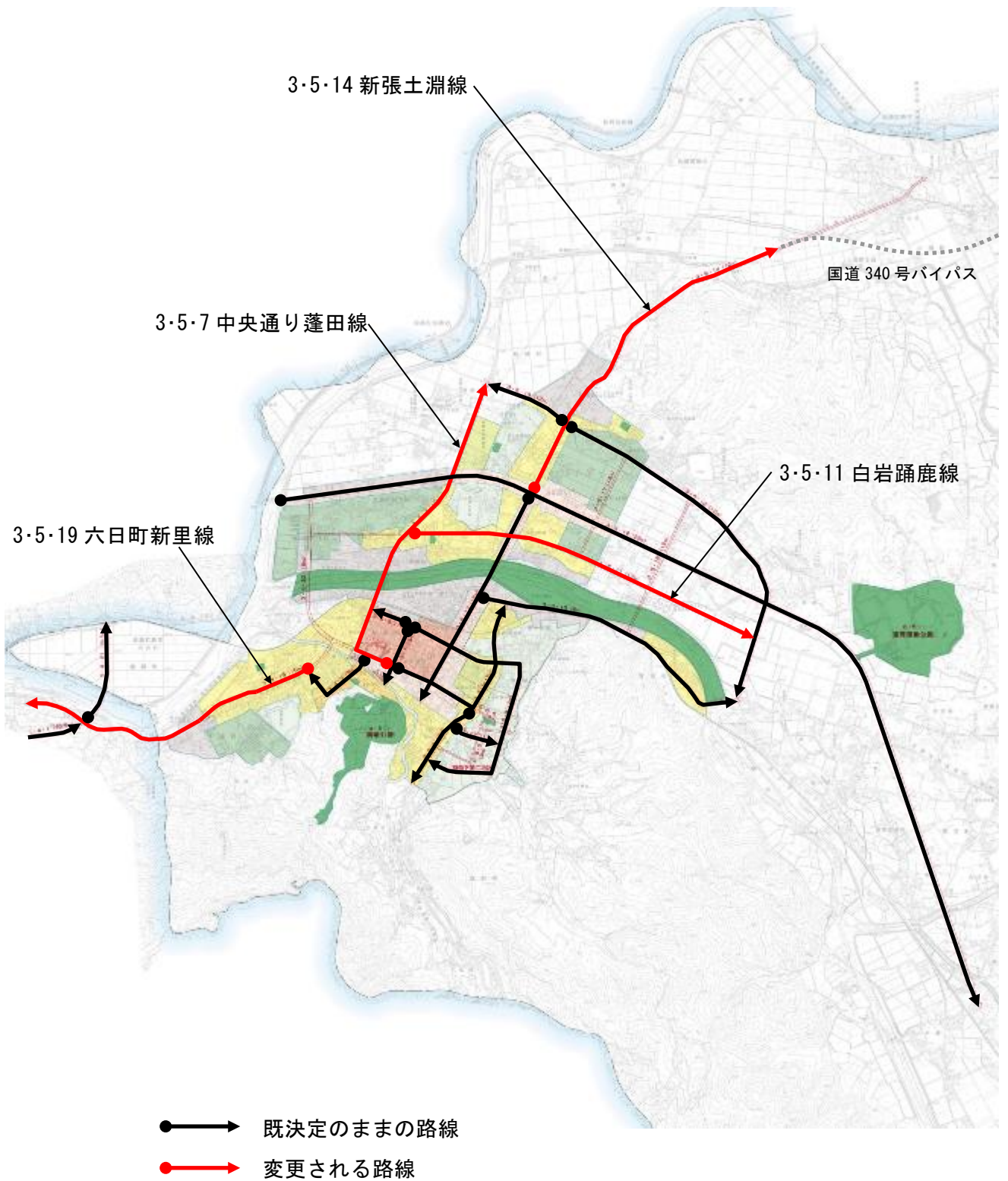
3・5・14 新張土淵線は、幅員 15m 区間と 12m 区間があり、今回の 12m 区間の一部が廃止されても、幅員 12m 区間の方が長いことから、代表幅員は 12m のままとなり、延長が変更になるだけで、路線番号の変更は発生せず、路線名称も新しい終点の字名が土淵町土淵であるため、路線名の変更は発生しません。

3・5・19 中央通り下組町線については、中間部分の廃止であるため、路線の組み替えが必要になります。起点から 3・5・7 大工町蓬田線の区間は 3・5・7 大工町蓬田線に組み入れることが考えられます。その場合、現在の 3・5・7 大工町蓬田線は起点が中央通りになることから、路線名を 3・5・7 中央通り蓬田線とすることが考えられます。

3・5・19 中央通り下組町線の 3・4・3 中央通り六日町線以西については、起点を 3・4・3 中央通り六日町線の交差点とし、路線名を 3・5・19 六日町新里線とすることが考えられます。

以上の検討結果から、新たな都市計画道路網は次のようになります。

図一都市計画道路見直し計画(案)



表一 変更後の遠野都市計画道路一覧

路線番号	路線名	車線数	幅員(m)	延長(km)	道路管理者
1・4・1	宮守遠野線	4	20.5	9.23	国
3・5・1	遠野駅大手門線	2	15	0.38	県・市
3・4・3	中央通り六日町線	2	16	0.54	県・市
3・5・5	一日市上組町線	2	12	1.24	県・市
3・5・6	東館栃洞線	2	12	0.60	県
3・5・7	中央通り蓬田線 大工町蓬田線	2	12	2.09 1.85	県・市 市
3・6・8	遠野駅大工町線	2	11	0.23	市
3・5・9	遠野駅稲荷下線	2	12	1.80	市
3・6・10	上組町晴山線	2	8	1.75	市
3・5・11	白岩踊鹿線 下早瀬踊鹿線	2	12	2.23 2.83	市
3・3・12	白岩青笹駅線	4	22	6.08	国
3・5・13	新張穀町線	2	15	1.41	市
3・5・14	新張土淵線	2	12	2.21 3.20	国 国・市
3・5・15	八幡薬研淵線	2	12	0.53	市
3・5・16	八幡初音橋線	2	12	2.30	市
<del>3・5・17</del>	<del>早瀬川八幡線</del>	<del>2</del>	<del>12</del>	<del>0.64</del>	<del>市</del>
<del>3・5・18</del>	<del>鶯崎八幡線</del>	<del>2</del>	<del>12</del>	<del>0.90</del>	<del>市</del>
3・5・19	六日町新里線 中央通り下組町線	2	15	1.90 2.55	県
<del>3・4・20</del>	<del>中央通り早瀬町線</del>	<del>2</del>	<del>16</del>	<del>0.92</del>	<del>市</del>
3・4・21	遠野インター線	2	16.5	0.64	県
3・5・22	会家前線	2	12	0.32	市
8・7・1	仲町下一日市線		6	0.11	市
8・7・2	下一日市中央通り線		6	0.17	市
8・7・3	大手橋西線		4.5	0.09	市
8・7・4	お多賀橋鍵町線		4.5	0.09	市
8・6・5	十王堂日枝線		9	0.56	市
8・6・6	学校前線		9	0.18	市
合計	24 路線 27 路線			36.68 41.14	

赤字：変更後 青字：変更前 取消線：全線廃止